

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 614

平成23年 5月16日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

東日本大震災で生活経営に異変
今夏ライフスタイルが変わる！

生活経営とは、NHK放送文化研究所が5年に一度、全国規模で行う「生活時間調査」の総称。一日24時間という資源を、どのように利用しているかを見ることにより、ライフスタイルを定量的に把握する。年代・男女別、曜日別に詳細なデータを集め、時間軸で生活時間をマネジメントするのが**生活経営**だ。

東日本大震災で計画停電という異変に見舞われ、各自の時間マネジメントが購買行動、使用行動を含めて大きく変化した。『計画停電時の家庭の状況』(ドゥ・ハウス調べ。既婚女性1,200人回答)によると、日持ちするものの商品ストックが増えた、停電に合わせ家事(食事)をする、「作り置きできる」「手間がかからない」食事を用意するという回答が目立った。メニューの簡素化、時間のやりくり、生活リズムのスピード化を、良い意味でやらされたことになる。人々は、これまで食材、消費時間、電気消費など、どこかに無駄があったことに気づかされた。今夏予定の計画停電により、停電でも食べやすいメニューの工夫など、新たな生活シーンが続出する予感がする。

星空を見上げながら家族の会話が弾む…。懐中電灯の電池がもったいないから早く休む…。NHK調査においてテレビは高齢者で視聴が多く、ネット使用は中高年以下、十代にはラジオ聴取は皆無だった。停電ではTVも新聞離れも一層進む。サマータイムを取り入れ朝型軸の時間設計が加速するだろう。

大震災への支援税制の第一弾成立
災害損失を2年間遡って繰戻還付

東日本大震災に伴い被災者や被災企業の支援税制の第一弾、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案」などの支援税制が4月27日、参院本会議で可決、成立した。所得税関係では、雑損控除の特例や災害減免法による所得税の減免措置を平成22年分所得で前倒しで実施する他、法人税関係では、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付などを盛り込んでいる。

所得税関係では、まず、住宅や家財等に係る雑損控除について、平成22年分所得での適用を可能とし、雑損控除を適用した年分に控除しきれない損失額についての繰越期間を5年(現行3年)とする。住宅や家財の損失に係る災害減免法の適用について、22年分所得での適用を可能とする。

また、被災事業用資産の損失についても、22年分所得の計算上、その必要経費への算入を可能とし、青色申告者は、被災事業用資産以外の損失を含め22年分所得で純損失が生じた場合には、さらに21年分所得への繰戻還付を可能とする。被災事業用資産の損失による純損失の繰越可能期間を5年(現行3年)に延長し、保有資産に占める被災事業用資産割合が1割以上の場合、被災事業用資産以外の損失を含め繰越可能な純損失の繰越期間を5年とする。

法人税関係では、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度において、法人の欠損金額のうち震災損失金額がある場合には、その震災損失金額の全額を2年間まで遡って繰戻し還付を可能とする。

今週のキーワード

生活経営

個人の視点から生活をマネジメントする方法のこと。行政や市場からの視点ではなく、個人生活の現場から主体的に選択した目標を実現するため、社会の中で他者と相互に関わりながら、自分自身の能力を開発していく。経営用語のPDCAマネジメントサイクル(計画・実行・評価・点検)は個人生活にも当てはまり、意識せずとも生活経営の中でも用いられている。計画停電という課題に対して、どう対処し乗り切るか、その結果と今後に対して評価と点検・反省を行う。